インターネット等で受領した
電子領収書等はその電子データで保存することになります！！

制度改正等の課題解決環境整備事業

「改正電子帳簿保存法」講習会

電子帳簿保存法は、一定の要件の下に電子データで保存するときのルールを定めた法律です。そのため、「当社は帳簿を紙で保存しているから関係ない」と思われる方もいるかもしれませんが、改正電子帳簿保存法では、「電子取引」に関して電子データで受け渡しした請求書や領収書等は、紙ではなく電子データで保存することが、全ての事業者に求められます。

つまり、電子取引におけるデータ保存の義務化に伴い、電子取引で「紙」での保存は不可となります。電子取引には、インターネット上で購入することも含まれており、ネット通販等での消耗品購入も該当しますので、多くの事業者が改正電子帳簿保存法に関わることになります。

本講習会では、改正電子帳簿保存法の概要から実務の部分まで対応方法をわかりやすくお伝えいたします。ぜひ、ご参加ください。

●日　時　令和4年11月15日（火）14：00 ～ 15：30
●会　場　筑後商工会館　3階ホール　筑後市和泉118-1
●講　師　塩塚　修　氏（税理士　塩塚税理士事務所）
●受講料　無　料
●定　員　30名（申込先着順）
●主　催　筑後商工会議所
●お問合せ　TEL：0942-52-3121
●お申込み　下記の申込みにご記入の上FAXまたはE-mailにてお申し込みください

【内　容】
◆改正電子帳簿保存法の概要
◆電子取引情報の具体的な保存方法
◆実務上のポイント

筑後商工会議所　行　　FAX：0942-53-6508、E-mail：info@chikugo.or.jp

【改正電子帳簿保存法講習会（11/15）】

事業所名		
所 在 地	〒	
ＴＥＬ		
E-mail		
受講者名		

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。